

規格文書名 : SGEC 規準文書 5-3 SGEC/PEFC 認証・認定の手順

内容

本文

付属書 SGEC/PEFC 審査員の教育プログラム及び審査訓練若しくは経験について

規格文書名 : SGEC 規準文書 5-3 SGEC/PEFC 認証・認定の手順

制定者 : 一般社団法人 緑の循環認証会議 理事会

制定年月日 : 2021 年 3 月 30 日

改正年月日 : 2022 年 3 月 29 日 (レビュー開始期限の附則への追加のみ)

施行年月日 : 2021 年 6 月 1 日

移行期限 : 2022 年 8 月 14 日

レビュー期限 : 2026 年 3 月 29 日以前

SGEC 規格の公式言語 : 日本語

SGEC 規準文書の公表に関する規定（SGEC 規準文書 1 の 7.2 規格の公表と入手可能性）に基づく表示

1 緑の循環認証会議への連絡先等

組織 : 一般社団法人 緑の循環認証会議（略称：SGEC/PEFC-J）
住所 : 〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4F
電話・FAX : Tel +81-東京 3-6273-3358 Fax +81-3-6273-3368
E-Mail : info@sgec-pefcj.jp URL : <https://www.sgec-pefcj.jp>

2 文書名、公式言語、理事会承認及び発行、施行、移行、レビュー開始年月日

文書名などは表紙に記載した。「次回レビュー開始時期」と「公用語は日本語」に関し補足説明した。

2-1 次回レビュー開始期限 ;

—初版では一括記載 ;

規準文書 1 2021 初版 SGEC 認証制度の管理運営>8. 規格の定期的レビュー→ 8.1. 総論 「規格は、5年を超えない間隔をもってレビューされなければならない。」

—第 2 版では個別文書ごとにも記載 :

各個別文書の附則に追加 : 「次回レビュー開始は 2026 年 2 月 29 日以前とする。」

(注記 : PEFC 規格への 2 条件の 1 つへの対応 : 第 2 版各文書末尾の附則に記載)

2-2 「SGEC 規格の公式言語 : 日本語」について。

SGEC 規格（規準、ガイド）の公式言語は、日本語。

(注 : 文書 2 (持続可能な森林経営-要求事項) には「公式言語は日本語」と記述。)

なお、SGEC 規格は PEFC 規格に準拠しており、PEFC 規格への適合性が PEFC により確認されている。

SGEC は、PEFC (The Programme for the Endorsement of Forest Certification (PEFC))

に加盟し、PEFC 国際部との契約に基づき日本国内の PEFC 業務の一部に実施委任を受けている。

PEFC 規格の公式言語は英語で、SGEC の PEFC 規格の和訳版は仮訳です。PEFC 規格に関連する SGEC 規格及び PEFC 規格の仮訳の解釈に疑義がある場合は、PEFC 規格 (英文) を参照しなければならない。

3 文書の公開

文書は、SGEC の web-site:<https://www.sgec-pefcj.jp> から自由に閲覧でき、内容を変更せずに複製、印刷、配布することができる。

ただし、登録商標 (SGEC 及び PEFC の登録したロゴ及びイニシャル) については、「SGEC 規準文書 6 商標使用規則 -要求事項」による必要がある。

SGEC 規準文書 5-3 SGEC/PEFC 認証・認定の手順

SGEC 規準文書 5-3

理事会 2021

2021. 3. 30

SGEC/PEFC 認証・認定の手順

序文

SGEC森林管理認証及びCOC認証は国際標準化機構(ISO)及び国際認定機関フォーラム(IAF)によって定められた国際的な認証、認定の手順に依拠する。

この文書は、森林管理及びCOC認証についてSGEC/PEFCジャパンが採択した認証と認定の手順を定める。

なお、PEFCの認証と認定の手順は、Annex6「認証認定・手順」によらなければならない。

関連文書

- ・SGEC 規準文書 1:2021「SGEC 認証制度の管理運営規則」
- ・SGEC 規準文書 5-1:2021「SGEC 森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」
- ・SGEC 規準文書 5-2:2021「SGEC-COC 規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」

1. 適用範囲

この文書は、森林認証とCOC認証に関する認証機関の能力に関する要求事項及びその任務を定める。

2. SGEC 認証機関

2.1 SGEC 認証機関の能力

ア 認証機関は、認証規格の策定過程において統括または決裁機関としてこれに関与せず、森林の経営管理に関わることのない公平で独立した第三者であり、さらに、認証を受ける主体からも独立した第三者としての立場を保持しなければならない。

イ SGEC 認証機関は、以下の要件をみたさなければならない。

(ア) SGEC が認めた認定範囲で製品認証機関に関する国際規格(ISO/IEC17065)の要求事項を満たしている機関でなければならない。

- (イ) SGEC 規準文 1「SGEC 認証制度の管理運営規則」(以下「SGEC 規準文書 1 管理運営規則」という。)[5]に規定する要求事項並びに SGEC 規準文書 5-1: 2021「SGEC 森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」、SGEC 規準文書 5-2: 2021「SGEC -COC 規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」及び関連する文書(以下「SGEC 認証機関に対する要求事項」という。)の要件をそれぞれ満たす機関でなければならない。
- (ウ) 森林管理認証又は COC 認証を実施する際に照合すべき SGEC 認証システムを十分に理解している機関でなければならない。
- (エ) SGEC 認証制度が PEFC との相互承認の制度の下で認証業務を実施するために必要な PEFC の認証規格等 PEFC 認証システムに関する知識・理解を有している機関でなければならない。
- (オ) 森林管理を巡る経済的・社会的・自然環境及び森林生産物の生産・加工・流通、木材を利用した建築等並びに関連法令・制度に関する知識(北海道におけるアイヌ関連を含む。)を有していなければならない。

2.2 審査員

- 2.2.1 認証機関は、「SGEC 認証機関に対する要求事項」の要件を満たし、SGEC 森林管理認証規格及び同 COC 認証規格に精通し、審査技術的ノウハウを有している者が配置されていなければならない。
- 2.2.2 審査員は、ISO19011 に定められる品質審査員のための一般基準及び「SGEC 認証機関に対する要求事項」に規定する基準のほか、次の要件を満たさなければならない。

- (ア) 認証規格にかかる教育プログラムへの参加

認証機関は、過去2年間に、森林管理認証にかかる審査員はSGECが認める森林管理認証に関する教育プログラムに、またCOC認証にかかる審査員は同COCに係る教育プログラムに、それぞれ参加したことを確実にしなければならない。

- (イ) 審査訓練若しくは経験

認証機関は、森林管理認証にかかる審査員はSGECの認める森林管理認証にかかる審査訓練若しくは経験を、また、COC認証にかかる審査員は同COCにかかる審査訓練若しくは経験を、それぞれ受けているか、若しくは有していることを確実にしなければならない。

3. 認証手順

3.1 認証手順

「SGEC 規準文書 1 管理運営規則」[5]の公示を受けた認証機関によって、森林管理認証については森林認証規格、同文書「3」及び「SGEC 認証機関に対する要求事項」に基づきその該当

する要求事項を満たし、適切に認証業務の実施のための内部手順を構築していなければならない。

3.2 認証状況の通知

認証機関は、すべての発行済み森林管理認証書及び COC 認証書、並びにそれぞれの認証書の有効期限及びその適用範囲に関する変更について、SGEC/PEFC ジャパンに通知しなければならない。

3.3 認証審査

森林管理規格及びCOC規格との適合を決定する審査は、適切である限り外部(政府機関、公共団体、保護団体、など)からの関連情報を含まなければならない。

3.4 認証報告要約の公表

認証機関が書面にて作成する認証報告書(「SGEC 規準文書 1 管理運営規則」 付属書1 SGEC/PEFC FM、COC またはプロジェクト認証 報告書様式)の要約は、一般に公開可能でなければならない。

但し、この場合、個人情報等に該当する情報に該当するものは公開を除外する。

4. 認定

4.1 認証機関の認定

森林管理認証又は COC 認証を実施する認証機関は、「SGEC 規準文書 1 管理運営規則の 5」及び関連する書の規定する要件を満たす認定を受け、その認証業務の信頼性を確保しなければならない。また、認定を受けた認証機関はその発行する認証書に当該認定機関の認定シンボルを記載しなければならない。

4.2 認定規格

森林管理認証、及び COC 認証を実行する認証機関の認定規格は、「SGEC 規準文書 1 管理運営規則の 5.1」の規定により、製品認証機関に関する国際規格(ISO/IEC17065)とする。また、その認定は SGEC 認証規格が認めた認定の適用範囲に含まれていなければならない。

4.3 認定

認証機関は、前項の規定により、SGEC規準文書3若しくは同4に照らして森林管理認証若しくはCOC認証を行なう場合は、製品認証機関に関する国際規格(ISO/IEC17065)に基づいた認定を受けなければならない。

5. 認証機関の公示

5.1 認証機関の公示

前項「4」で規定する認証を業務を行う認証機関は、「SGEC規準文書1管理運営規則の5.2」の規定に基づきSGEC/PEFCジャパンに公示の申請を行い、公示を受けなければならない。

5.2 認証機関の独立性の確保

認証機関の要件は、「SGEC規準文書1管理運営規則の5.」に定めるほかは、認証機関の独立性を確実にするため、SGEC公示に含まれる要件は下記のみでなければならない。公示の条件は認証機関への差別や取引の障害の要因となってはならない。

- (1) 管理・事務上の条件
- (2) 金銭的条件(認証企業・団体に課する料金)
- (3) 4項に規定される認定によって検証される認証機関に対する要求事項の遵守

附則

この文書は、2015年4月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 2

2015.12.10 一部改正

この改正文書(2015.12.10 改正)は、2016年1月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 3

この改正文書(2016.2.10 日改正)は、2016年4月1日から施行する。

但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

附則 4

この改正文書(2021.3.30 日改正)は、2021年6月1日から施行する。

移行期限は、2022年8月14日とする。

次回レビューの開始は、2026年3月29日以前とする。

SGEC 規準文書 5-3 付属書 SGEC/PEFC 審査員の教育プログラム及び審査訓練若しくは経験について

SGEC 規準文書 5-3 付属書

SGEC/PEFC 審査員の教育プログラム及び審査訓練若しくは経験について

規準文書 5-3 2.2.2 で規定する審査員の教育プログラム及び審査訓練若しくは経験について次の通り定める。

1. 教育プログラムについて

1.1 教育プログラムの参加者(以下「受講者」という。)の資格

受講者は、SGEC 規準文書 5-1 の「II.2.1.1」又は規準文書 5-2 の「6.1.1.2.1.1」で規定する資格を有している者でなければならない。

1.2 教育プログラム

教育プログラムは次のとおりとする。

- a) 製品の適合性評価を行う認証機関に対する国際規格 (ISO/IEC17065) 及び同審査員に対する国際規格 (ISO19011) の要求事項
- b) SGEC 認証制度の管理運営に係る要求事項
- c) SGEC 森林認証規格に係る要求事項
- d) SGEC/PEFC-COC 認証規格に係る要求事項

1.3 受講修了者への修了書の授与

前記研修の受講修了者には、修了書を授与される。

1.4 組織内伝達「教育プログラム」(以下「伝達講習」という。)の実施資格

「1.3」の受講修了者で「2 審査訓練若しくは同経験」の要件を満たす者は、「1.2」の内容について組織内の伝達講習を行う資格を有する。

2. 審査訓練若しくは同経験

2.1 審査訓練

森林管理及び COC 認証審査訓練は、SGEC 定款第 52 上で規定する評議委員、同第 52-1 条で規定する規格管理委員会若しくは学識経験者の中から会長が指名する者によって構

成し、認証事例を訓練教材として前[1.2]に規定する教育プログラムに準じた訓練プログラムに基づき実施する。

2.2 審査経験

2.2.1 審査員資格を得るための審査経験

森林管理若しくは COC 審査員資格を得ようとする者は、次に示す審査経験対象認証規格に基づき、原則として過去 3 年間に本文書の要件を満たす適格な審査員の監督のもとで 4 件の審査経験を有しなければならない。なお、森林管理分野での ISO9001 又は ISO14001 の審査員資格を有する者は、過去 3 年間に本文書の要件を満たす適格な審査員の監督のもとで 2 件の審査経験とすることができる。

注意書 1 森林管理審査員資格を得るための審査経験対象認証規格は SGEC 規準文書 3 及び同 3-1 とする。

注意書 2 COC 審査員資格を得るための審査経験対象認証規格は、SGEC 規準文書 4 とする。

2.2.2 審査員資格を維持するための審査経験

森林管理若しくは COC 審査員資格を維持するためには、前項で規定する審査経験対象認証規格に基づき、原則として毎年最低 5 件の審査経験を有しなければならない。なお、5 件の審査工数の合計は 7 日間以上であることが望ましい。また、森林管理分野での ISO9001 又は ISO14001 の審査経験を有した審査員は、3 件の審査経験を有すればよい。